

【決議】

憲法 9 条改悪に反対するとともに、今こそ 9 条に基づく外交を求める

今年 3 月、自由民主党は党大会で、憲法 9 条に次のような条項を付け加える案を発表しました。

① 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を取ることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

第一に指摘したいのは、安倍政権は「自衛隊を明記するだけだ」と強弁していますが、自衛隊の性格が既にここ数年で大きく変質していることです。2014 年 7 月の閣議決定により、安倍政権は従来の憲法 9 条解釈を一方的に変更し、2015 年 9 月には安保関連法を強行成立させました。これにより、自衛隊は集団的自衛権としての武力行使が可能になり、海外で米軍と一体となって軍事活動ができるようになりました。憲法への自衛隊の明記は、海外で軍事活動を行う自衛隊にお墨付きを与えることが狙いで、専守防衛と災害救助活動を行う自衛隊を明記するというものでは決してありません。

第二に、日本国憲法の中に「我が国の平和と独立を守り」という文言を加えることの重大性です。周知の通り、日本国憲法は徹頭徹尾、個人の尊重、国民の人権保障を目的とする思想で貫かれており、国民の上に国家をおいて「国家の独立を守る」ということではありません。憲法に「我が国の平和と独立を守り」という文言や「自衛隊」が加わるならば、国民の平和的生存権や幸福追求権より「国家の平和と独立」が優先され、国民の人権が制約されることとなります。

第三は、東北アジアの平和構築に関わる問題です。南北朝鮮の首脳会談をはじめ、朝鮮半島に平和を実現する国際的な潮流が生まれつつある中、日本政府は、本来なら憲法 9 条の非軍事的平和主義の精神を最大限生かして朝鮮戦争の終結に向けて努力すべきです。憲法 9 条を変えようとする動きは、周辺諸国民に不信を招き、平和実現の潮流に逆行するものでしかありません。朝鮮半島関係各国の政府にも一切の軍事行動を凍結することを求めます。ヒロシマ・ナガサキのホロコーストから 72 年目にして、核兵器禁止条約が採択されました。核兵器保有国が核戦略システムを振り回すことは許されません。朝鮮半島の非核化から平和を樹立することを求めます。

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて」と謳うのは、日本国憲法前文です。「森友学園」「加計学園」での文書改ざんや隠ぺい、自衛隊の日報隠ぺいなど、安倍政権に対する国民の信頼が失墜しているもとの、権力制限規範である憲法を変えるなど断じて許されません。憲法 9 条の改悪に反対するとともに、9 条に基づく外交や政策を推進することを日本政府に求め、そのために私達は奮闘する決意をここに表明します。

2018 年 5 月 27 日

第 49 回日本科学者会議大会決議